

令和 7 年 7 月 17 日 提出

閲覧用

令和 7 年 6 月 市議会定例会

議 案

報告第15号
諮問第 5 号～諮問第 7 号

島 田 市

目次		
報告番号	件名	ページ
報告第15号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	4

目次		
諮問番号	件名	ページ
諮問第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	6
諮問第6号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	7
諮問第7号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	8

報 告

報告第15号

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和7年7月17日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第10号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日専決

島田市長 染谷 絹代

和解等の 内 容	・ 甲（島田市）と乙（●●●●●●）の事故の責任割合は、甲7割、乙3割とし、甲は乙に対し自己責任額258,189円を支払い、乙は甲に対し自己責任額40,055円を支払う。 ・ 今後本件に関しては、双方とも異議の申立てをしない。
相 手 方 住 所	●●●●●●●●●●
相 手 方 氏 名	●●●●●●
事故発生 年 月 日	令和7年4月11日
事故発生 場 所	島田市元島田240番地の4地先
事 故 の 概 要	公用車が信号のない交差点を右折しようとしたところ、左方から走行してきた相手方の車両と接触し、当方の左側前部と相手方の右側側面が損傷したもの

条 例 そ の 他

諮問第 5 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

令和 7 年 7 月 17 日 提出

島田市長 染 谷 絹 代

氏 名	住 所	生 年 月 日
鈴木 美江子	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●

諮問第 6 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

令和 7 年 7 月 17 日 提出

島田市長 染 谷 絹 代

氏 名	住 所	生 年 月 日
片岡 芳郎	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●

諮問第 7 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

令和 7 年 7 月 17 日 提出

島田市長 染 谷 絹 代

氏 名	住 所	生 年 月 日
鈴木 美延	●●●●●●●●●●	●●●●●●●

